

【県発注建設工事、資格停止の運用状況等について】

Q. 談合情報の提供経路はどのようなものが多いのか。

A. 県へ直接提供される場合、県へ直接とマスコミ等経由の双方から提供される場合、マスコミ等経由のみで提供される場合など、いろいろな場合があるが、マスコミ等経由のみの情報提供というものは少なく、県へ直接提供されることが多い。

【抽出事案に関する質疑応答】

1 北方住宅北ブロックA - 2棟建築工事

特になし

2 県営湛水防除事業笠郷池辺地区排水機製作据付工事

Q. 当該事案のような排水機の据付工事の場合、落札率94%というのは一般的な相場なのか。

A. 工事全般を対象にした場合、平均落札率は平成14年度で96%を少し下回るくらいである。

ここ2~3年で1~2%程度は下落している。

ポンプ設備工事のみの正確なデータはないが、94~95%程度であると認識している。

3 公共橋梁補修・県単橋梁修繕工事

Q. 以前に岐阜県内において橋梁の手抜き工事の問題があったが、それを受けて、橋梁工事の業者選定について指名基準を見直す(厳しくする)などの対応をしたか。

A. 監督チェックの基準(アンカー施工管理基準)を厳しくして再発防止を図っている。抽出確認から全数立ち会い確認に改めた。

4 県単世界淡水魚園整備 水路工事 (電子入札案件)

Q. 平成16年度から全面的に電子入札に移行するとのことであるが、仕様書閲覧についても電子化するのか。

A. 将来的には仕様書閲覧も含めて電子化する予定であるが、当面は、指名通知、入札書提出等が電子化されている。仕様書は図面などの膨大なデータを含むので、システム面での対応を進めているところである。

Q. 業者側の電子入札への対応状況はどうか。

A. 昨年12月から電子入札の導入を開始し、現在までに1,000件以上の実績を重ねており、建設工事、建設関連業務委託について、対象発注機関を拡大しながら実施している。建設CALS全体のスケジュールとして、遅くとも平成19年度までには仕様書閲覧を含めた全ての入札関係事務も電子化される予定である。なお、図面データの電子化という点については、現在でも工事関係の図面を電子納品としてやり取りを行っている。

なお、電子入札対応業者数については、入札参加資格業者の3割程度は対応できている。

Q. 現時点で3割の対応では少ないのではないかと。また、紙入札は排除されるのか。

A. A等級の工事から順に導入を進めており、今後、小規模工事であるB、C等級への導入が図られることに伴い、それら等級の業者へも電子入札が浸透していくものと期待している。

また、紙入札については、現段階では法制度の面から完全には排除できない。ただし、電子入札対象工事ではやむを得ない理由がある場合のみ紙入札での対応を認めることとしている。

法の整備も整い、電子入札に限定した入札でも認められるようになった場合は、一定の猶予期間を経て紙入札を廃止することになるであろうが、現状では、極力、電子入札での参加をお願いするという状況である。

Q. 早くIT化するとメリットがあるとか、期限までに対応しないと排除されるなどの規制がない

とスムーズに進まないのではないかと。電子入札のフローチャートを見ても今までと変わり映えしないようにみえるが、IT化によって何が違って何処が良くなったのか、例えば談合がしにくくなるか効率化が図られるなど、明確にしなければならないのではないかと。

A. 談合防止の観点でいえば、電子入札により入札会場で参加業者どうしが顔を合わせることはなくなる。仕様書の閲覧まで電子化されれば、業者同士が顔を合わせる機会が全くなり、さらに談合防止につながると考えている。(その他、受発注者双方の事務負担の軽減など)

5 ふるさと林道 加茂東()工事

特に質疑なし。

6 岐阜県グリーンスタジアム電光掲示板設置工事

Q. 電光掲示板はこの位の費用が必要なのか(高くはないか)。

例えば、岐阜メモリアルセンターの中にも陸上競技場や野球場があるがそれらと比べてどうか。

A. メモリアルセンターの野球場の電光掲示板を新たに作るとすると表示部分だけでも3億円強の費用が必要となると見込まれる。

表示方法については、LEDと磁気反転式があるが、磁気反転式に比べ、LEDは工事費が高くなるので、得点表示部分には磁気反転式を採用し、国際大会も開催されるということから、スポーツ団体からLEDで表示して欲しいという強い要望があった表示部分のみLEDを採用した。

磁気反転式のメリットとしては、電源が切れた場合でも表示がそのまま残るということがあがるが、LEDの様に流れる文字などは表示できないし、色の表示もできない。得点表示だけであれば磁気反転式で十分であると判断し、費用をなるべく抑える努力をしたものである。

Q. 電光掲示板を設計施工するには特殊な技術が必要なのか。特殊な技術にしては、入札参加業者は県内業者が多いようであるが、ユニットがあって電気配線の技術があれば施工できるものなのか。

A. 電光掲示板の表示部分については専門工場で作成している。

当該入札工事全体は、基礎設置、電光掲示板設置等、総合的な電気工事になる。表示部分については特殊な技術ということもあり下請けに出している。

7 調整池ITVケーブル復旧・電線路修繕工事

Q. このケースの場合、随意契約は適当であると思うが、見積価格が予定価格内であれば良いのか。交渉をするようなことはないのか。

A. 予定価格以下であれば契約することになる。

Q. 契約金額が7,035千円で、(競争入札ではなく)随意契約することにより1,700千円ほど節減できるとのことだが、予定価格は1,700千円高く設定していたのか。

A. 随意契約を想定して節減分は当初から予定価格で差し引いている。

Q. 関連工事について国土交通省は既に入札して契約しているのか。

A. そうである。

関連する国土交通省の橋梁工事と同時にITVケーブルを布設することで経費が節減できることから、工期も併せて随意契約することとした。

Q. 橋梁部の配管で2条分が国土交通省の施工で、残りの1条分が県施工というのはどういうことか。例えば、国土交通省が全部施工すれば良かったのではないかと。

A. 従来から2条分は浄水場から設置されていたものであるため、国土交通省が補償工事として行ったものである。県施工の1条分については、新たに設置するもので国土交通省が補償する対象とはならないため、県が施工したということである。

Q. 積算の中で諸経費の占める割合が高いが、諸経費には何が含まれているのか。

A. 諸経費には、現場管理に伴う経費や福利厚生費などが含まれている。

積算のシステムとしては、直接工事費の合計にあらかじめ基準で定められた諸経費率を掛けて積算している。直接工事費に対しての諸経費率が金額に応じて決められている。また、特別な現

場においては、特別に諸経費を積算することもある。

Q. この諸経費率は通常の経費なのか。何か特別なことがあったのか。

A. 通常の積算をしている。

諸経費率は積算で労務費、資材費等を積み上げた直接工事費の合計に対して定められている。その基準に基づいて諸経費を積算しているということである。

一般的に大きな工事に占める諸経費率は少ない。大きい工事でも小さい工事でも、共通的にかかる固定経費的なものは必要となるために、小さい工事では直接工事費に対して諸経費率は高くなる。

【そ の 他】

Q. 一般的に、入札にはたくさんの業者が参加して、その中の1社が落札をしており、それ自体は決められた入札手続に沿って進められているのだが、結果として、これまでの抽出事案について、最低入札価格が複数あったという例はなかった。最低入札価格以外は随分重複した価格もある。また、各入札価格で予定価格に近似するものが多いものもある。

今回対象となった平成15年7月1日から9月30日までの工事769件の中で、最低価格が重複したものがどのくらいあるのか教えて欲しい。

A. 同価の最低価格があった場合は、くじ引きにより落札者を決定することになるが、何例あるかは把握していない。

なお、岐阜県では、予定価格を事前公表している中で、入札価格が予定価格を上回った場合には、指名停止ということにもなりうるので、見積価格が予定価格を上回った場合には辞退することができることとしている。各入札価格が予定価格の近似値になるという理由の一つとしては、県から事前公表された予定価格より見積もり価格は高くなってしまったが、辞退はしたくないので値引きして応札した結果、予定価格付近で近似値が増えるということもある。

予定価格自体を実勢価格にあわせて厳しく積算している。落札率が90%を越えると談合ではないかという論調があるが、予定価格が的確に算定されるほど、そういう意味から近似値が多くなる（見かけ上の落札率が高くなる）ことも考えられる。

Q. 県は建設コストの縮減ということで、過去に比べて縮減したということを発表（平成14年度約25%）されているが、コスト縮減というのは当然予定価格に反映されてくるのではないか。

それぞれの事案について担当課が予定価格を算出する時に当然コスト縮減効果は現れるはずなので、そういうコスト縮減が感じられる資料もあればよい。また、具体的に民間の相場と比べて高いのか安いのかを見るためにもそのような資料があったらよいと思う。

A. コスト縮減は、工事ごとに平成8年度と比較して、設計、工法の工夫等により、どれだけ縮減したのかというものである。また、土木工事というものは一概には民間と比較するということとはできない。建築工事についても、建物の条件（耐久性、付加価値）が民間とは大きくことなることから単純に比較することは難しい。可能な範囲で、次回説明していきたい。

Q. 電子入札を導入している会社が3割程度ということであったが、中小業者が導入するには、かなりコスト的に苦しいとか、スタッフがいないとできないとかいうことはあるのか。

A. 今年の計画は段階的にランクを下げていくこと、工事の種類を増やしていくことである。計画的には、今後、C等級の業者についても電子入札を拡大していく。

入札参加資格業者数が工事、委託を含めて約4500社あるが、その中で約1500社位の業者がすでに電子入札の登録をしているという意味で3割としている。なお、すでに電子入札案件として実施した入札においては8割くらいの業者が電子で参加している。

コスト的には、パソコンがあって、ICリーダとカードを購入すれば電子入札に参加することができるものであり、その費用は1年間で2~3万円程度である。

また、業者に対して電子入札に関する研修や説明会も行っているなので、意欲さえあれば電子入札に参入できるという環境整備に努めている。